



長野県報

3月30日(木)
平成18年
(2006年)
第1748号

目次

条例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人財活用チーム）	8
特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（人財活用チーム）	44
長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（人財活用チーム）	44
職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（人財活用チーム）	52
資金積立基金条例の一部を改正する条例（市町村課）	52
信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例（税務課）	52
児童福祉施設条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）	53
長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	54
長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	55
長野県障害者介護給付費等不服審査会条例（障害福祉課）	55
勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例（労政課）	56
貸付金免除条例の一部を改正する条例（医務課）	58
長野県県立病院条例の一部を改正する条例（県立病院課）	58
長野県環境保全研究所試験検査手数料等の一部を改正する条例（県立病院課）	59
長野県地方精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例（保健予防課）	59
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（食品環境課）	60
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（食品環境課）	61
危険動物の飼養及び保管に関する条例を廃止する条例（食品環境課）	63
長野県地球温暖化対策条例（地球環境課）	63
浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例（水環境課生活排水対策室）	67
長野県工科短期大学条例の一部を改正する条例（雇用・人財育成課）	67
国営伊那西部土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例（土地改良課）	67
屋外広告物条例の一部を改正する条例（建築管理課土地・景観室）	67
政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	68
長野県食と農業農村振興の県民条例（調査課）	68
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高校教育課）	71
長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例の一部を改正する条例（教学指導課）	112
特別会計設置条例の一部を改正する条例（経営企画課）	112
企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（経営企画課）	112
長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（警務課）	112
長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（警務課）	112
長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（警務課）	113
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例（生活環境課）	136

規則

長野県西駒郷管理規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	137
長野県身体障害者リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	137
長野県障害者福祉センター管理規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	138
勤労者福祉施設管理規則の一部を改正する規則（労政課）	138
長野県看護大学学則の一部を改正する規則（医務課）	145
長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則（医務課）	147
長野県立病院管理規則の一部を改正する規則（県立病院課）	148
狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則（食品環境課）	148
長野県地球温暖化対策条例施行規則（地球環境課）	149
浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（水環境課生活排水対策室）	149
長野県工業技術総合センター試験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（産業技術支援課）	149
長野県工科短期大学校管理規則の一部を改正する規則（雇用・人財育成課）	151
技術専門校管理規則の一部を改正する規則（雇用・人財育成課）	151

通訳案内業法施行細則の一部を改正する規則（観光・物産振興チーム）	151
屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（建築管理課土地・景観室）	151
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則（会計局）	151
教育委員会関係長野県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則（教育振興課）	152
学校職員のべき地手当等に関する規則の一部を改正する規則（義務教育課）	152
警察署協議会運営規則の一部を改正する規則（総務課）	153
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	153
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	153
長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通企画課）	153

告 示

平成18年1月13日専決処分した平成17年度補正予算の要領（財政改革チーム）	155
平成18年3月23日成立した平成17年度補正予算の要領（財政改革チーム）	155
平成18年3月23日成立した平成18年度予算の要領（財政改革チーム）	159
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部改正（財政改革チーム）	163
平成18年3月31日市町村合併に伴う人口（情報政策課統計室）	163
生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定（厚生課）	163
長野県医学生等修学資金貸与規程の一部改正（医務課）	164
結核予防法に基づく医療を担当する機関の指定（保健予防課）	165
結核予防法に基づく指定医療機関の指定辞退（保健予防課）	165
都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更認可（水環境課生活排水対策室）	165
長野県希少野生動植物保護条例に基づく指定（環境自然保護課）	166
中小企業融資規程の一部改正（ビジネス誘発課）	167
土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正（土地改良課）	168
保安林予定森林（森林保全課）	174
公共測量の終了（監理課）	174
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（5件）（道路維持課）	174
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路維持課）	176
高速道関連運動公園等整備事業補助金交付要綱の一部改正（道路建設課道路計画室）	176
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	176
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	177
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（3件）（砂防課）	178
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（3件）（砂防課）	179
景観法に基づく景観計画の策定及び縦覧（建築管理課土地・景観室）	180
公職選挙法の規定に基づく開票区の設置（選挙管理委員会）	180
長野県警察本部長関係長野県個人情報保護条例施行規程（広報課）	180
改正後の長野県個人情報保護条例に基づく口頭により請求することができる記録情報（広報課）	180
職員の任用に関する細則の一部改正（人事委員会事務局）	181
漁業法に基づく水産動植物の繁殖保護を図るための指示（内水面漁場管理委員会）	181

公 告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（2件）（水環境課生活排水対策室）	182
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	182
県営土地改良事業の変更計画の縦覧（3件）（土地改良課）	182
国土調査法に基づく成果の認証（農村整備課）	183
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	183
都市計画法に基づく都市計画事業の変更の認可（3件）（都市計画課）	183
土地区画整理法に基づく土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）	184
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農村整備課）	184
一般競争入札（砂防課）	184
警備業法の一部を改正する法律に基づく審査（生活安全企画課）	185
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（2件）（生活安全企画課）	186

訓 令

平成18年3月31日付け別に人事通知書を交付されない者について（義務教育課）	187
正誤（人事委員会事務局）	187

本号で公布された条例のあらまし

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

1 人事委員会勧告に基づき、給料表、昇給制度及び諸手当について、次のとおり改正したほか所要の改正を行いました。

(1) 紙料表

給料表の級構成及び号俸構成を改めるとともに、給料月額を改定（平均5%引下げ）しました。

(2) 昇給制度

職員の昇給は、人事委員会が定める日に、同日前1年間の勤務成績に応じて行うものとし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（行政職給料表7級以上である職員等は、3号俸）とすることとしました。

(3) 諸手当

調整手当に代えて新たに地域手当を設け、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域に在勤する職員に対し、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、地域手当の級地の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を支給することとしました。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 財政状況を考慮し、特別職の職員等の給料月額又は報酬（月額）を次のとおり減額することとしました。

(1) 常勤特別職（減額期間：平成18年4月1日から平成20年3月31日まで）

知事 94万5千円（減額前：135万円）

副知事 83万2千円（減額前：104万円）

出納長 72万8千円（減額前：91万円）

公営企業管理者 72万8千円以内において任命権者が定める額（減額前：91万円以内において任命権者が定める額）

教育長 72万8千円以内において任命権者が定める額（減額前：91万円以内において任命権者が定める額）

常勤の監査委員 68万円以内において任命権者が定める額（減額前：85万円以内において任命権者が定める額）

(2) 非常勤特別職（減額期間：平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

議長 83万2千円（減額前：104万円）

副議長 77万3千5百円（減額前：91万円）

議員 76万5千円（減額前：85万円）

2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例（条例第3号）

1 国家公務員退職手当法の一部改正に合わせ、退職した者及び死亡した者に対する退職手当の額は、特別職の職員等を除き、(1)の退職手当の基本額に、(2)の退職手当の調整額を加えた額とすることとしました。

(1) 退職手当の基本額

退職手当の基本額は、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を一定の期間ごとに区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額の合計額としました。

(2) 退職手当の調整額

退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた職員の区分に応じて定める額のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額を合計した額としました。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例（条例第4号）

1 現行の給与の減額に係る特例期間が終了したため、廃止することとしました。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 個性豊かな地域づくり基金について、その全部を処分することにより廃止するため、所要の改正を行いました。

2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例（条例第6号）

1 創業、雇用、福祉、環境等に関し信州に安全・安心・安定をもたらす取組を積極的に行う県民を応援するため、次のとおり条例を制定しました。

(1) 創業促進税制の継続・拡充

ア 継続

(7) 平成21年3月31日までに創業した中小法人について、創業した年度から5年間、事業税の課税を免除することとしました。

(4) 平成21年3月31日までに県内で設立したNPO法人について、設立した年度から5年間、事業税の課税を免除することとしました。

イ 拡充

県外で事業を行う者が、県内に中小法人を設立等した場合、設立等をした年度から3年間、事業税の課税を免除することとしました。

(2) 障害者雇用に取り組む事業者に対する支援

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に、常時雇用する労働者の数が55人以下の中小法人又は個人で、1人以上の障害者を雇用したもの、その期間における事業税の2分の1（10万円を限度）を軽減することとしました。

(3) 母子家庭の母の雇用に取り組む事業者に対する支援

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に、母子家庭の母を雇用した中小法人又は個人の、その期間における事業税の2分の1（10万円を限度）を軽減することとしました。

(4) 環境への取組みに配慮した事業者に対する支援

平成21年3月31日までの間に「ISO14001」又は「エコアクション21」の認証を受けた中小法人又は個人の、その認証された年度等における事業税の2分の1（10万円を限度）を軽減することとしました。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 児童福祉施設条例等の一部を改正する条例（条例第7号）

1 障害者自立支援法の制定に伴い、次の条例について所要の改正を行いました。

(1) 児童福祉施設条例

(2) 長野県西駒郷条例

(3) 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

2 この条例は、平成18年4月1日（一部の規定は、同年10月1日）から施行します。

◇ 長野県身体障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（条例第8号）

1 長野県身体障害者リハビリテーションセンターの名称を長野県立総合リハビリテーションセンターに改めました。

2 障害者自立支援法の制定に伴い、所要の改正を行いました。

3 この条例は、平成18年4月1日（一部の規定は、同年10月1日）から施行します。

◇ 長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第9号）

1 長野県聴覚障害者ライブライターの名称を長野県聴覚障害者情報センターに改めました。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県障害者介護給付費等不服審査会条例（条例第10号）

1 障害者自立支援法の施行に伴い、障害者介護給付費等不服審査会の設置及び組織に関し必要な事項を定めました。

2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 長野県勤労者福祉センターの管理を直営とすることとしました。

2 長野県戸倉野外趣味活動センター内のプールを廃止することに伴い、所要の改正を行いました。

3 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 貸付金免除条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 県立阿南病院及び県立木曽病院の看護師の確保を図るため、看護職員修学資金の償還債務の免除について、次のように改正しました。

(1) 過疎地域にある病院を償還債務の免除対象施設に加えました。

(2) 県立阿南病院又は県立木曽病院において看護師の業務に従事することを条件として修学資金の貸付けを受けた者の償還債務の免除に必要な看護師として業務に従事すべき期間を4年間としました。

2 医師の不足及び偏在を解消するため、医学生修学資金の償還債務の免除対象施設を拡大しました。

3 この条例は、平成18年4月1日（1の(1)については、平成19年4月1日）から施行します。

◇ 長野県立病院条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 県内自治体病院との均衡を考慮し、文書料及び短期人間ドック料の額を改定しました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例等の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 診療報酬の算定方法等を定める厚生労働省告示の改正に伴い、当該告示を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県地方精神保健福祉審議会運営条例の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、長野県地方精神保健福祉審議会の組織、任期等について必要な事項を定めました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり改正しました。
 - (1) 動物取扱業の登録等新たに規定された事務を長野市に委譲しました。
 - (2) 危険動物の飼養及び保管に関する条例に基づく事務として長野市に委譲していた特定動物の飼養及び保管の許可の事務が法律で規定されたことにより、所要の改正を行いました。
- 2 凈化槽法の一部改正に伴い、浄化槽の使用廃止届出の受理の事務を市町村に委譲しました。
- 3 この条例は、平成18年6月1日（2については、同年4月1日）から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 諸経費の増大等に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日（一部の規定については、同年6月1日）から施行します。

◇ 危険動物の飼養及び保管に関する条例を廃止する条例（条例第18号）

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、条例に委任されていた特定動物の飼養及び保管に関する措置が法律で規定されたことに伴い、廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成18年6月1日から施行します。

◇ 長野県地球温暖化対策条例（条例第19号）

- 1 地球温暖化対策の推進を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、次のとおり条例を制定しました。
 - (1) 知事は、地球温暖化対策推進計画を定め、その計画に基づく施策について定期的に学識経験者等による評価を受けることとしました。
 - (2) 知事は、県民及び事業者が、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、地球温暖化の防止について体得することができるようするため、地球温暖化の防止に関する教育及び学習の振興を図るよう努めるものとしました。
 - (3) 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者等は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画（排出抑制計画）を定めなければならないこととしました。
 - (4) 知事は、24時間営業等事業者（その店舗を終日利用することができることとしている事業者及び飲食物を提供する自動販売機の設置又は管理をする事業者）と、その事業者が県内において有するすべての店舗等について温室効果ガスの排出の抑制等の促進を図るために講ずべき措置に関する基本的な事項について協定を締結するよう努めなければならないこととし、市町村長は、知事に対し、その管轄する区域にある24時間営業等事業者の店舗等について、その営業時間の短縮等に関する協定を24時間営業等事業者と締結するよう申し出ることとしました。
 - (5) 自動車使用に関する温暖化対策として、次のとおり施策を講ずることとしました。
 - ア 県民は、自家用自動車の使用に代えて、公共交通機関又は自転車の利用等に努めなければならないこととしました。
 - イ 自動車を運転する者は、その自動車を駐車するときは、当該自動車の原動機を停止するよう努めなければならないこととしました。
 - ウ 新車の販売を業とする者は、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る温室効果ガスの排出量等について説明を行わなければならないこととしました。
 - エ 規則で定める台数以上の自動車を使用する事業者は、その使用する自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する計画（自動車環境計画）を定めなければならないこととしました。
 - (6) 温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるものを規則で定める台数以上陳列して販売する者は、その電気機器の使用に係るエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価等を記載した書面（省エネラベル）をその電気機器等の見やすい位置に掲出しなければならないこととしました。
 - (7) 規則で定める規模以上の建築物の新築又は改築等をしようとする者は、当該建築物についてエネルギーの使用の合理化のため講ずる措置等に関する計画（建築物環境配慮計画）を定めなければならないこととしました。

(8) 県の区域内にエネルギーを供給している事業者のうち規則で定めるものは、当該供給するため利用する再生可能エネルギーに関する計画（再生可能エネルギー計画）を定めなければならないこととしました。

2 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日（1の(1)、(2)並びに(5)のア及びイについては、公布の日）から施行します。

◇ 済水槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 規制緩和の観点から、済水槽保守点検業者の登録の有効期間を5年（改正前：3年）に延長することとしました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 機構立短期大学校との均衡を考慮し、工科短期大学校の授業料の額を改定しました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 国営伊那西部土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例（条例第22号）

- 1 国営伊那西部土地改良事業に係る負担金の徴収が完了したため、廃止することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 平成18年2月1日に景観法に基づく景觀行政団体となった小布施町に、屋外広告物法に基づく条例の制定又は改廃に関する事務を処理させることとしました。
- 2 受益者負担の適正化を図るため、屋外広告物講習会に係る手数料の額（3,500円）を定めました。
- 3 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 県の財政状況等を勘案して、平成18年3月31までの特例（減額）期間を引き続き1年間延長し平成19年3月31日までとするため所要の改正を行います。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行し、同日以後に交付する政務調査費について適用します。

◇ 長野県食と農業農村振興の県民条例（条例第25号）

- 1 本県農業及び農村の持続的発展並びに本県経済の健全な発展を図ることを目的として、食と農業及び農村の振興に関する施策について、基本理念及び施策の基本となる事項等を定めました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表及び昇給制度について、次のとおり改正したほか所要の改正を行いました。

(1) 給料表

給料表の級構成及び号俸構成を改めるとともに、給料月額を改定（平均5%引下げ）しました。

(2) 昇給制度

学校職員の昇給は、人事委員会が定める日に、同日前1年間の勤務成績に応じて行うものとし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（教育職給料表(1)6級並びに教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)3級以上である学校職員等は、3号俸）とすることとしました。

- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県教育職員免許法認定講習受講料徴収条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 受益者負担の適正化を図るため、受講料の額を900円（改正前：600円）に改定しました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 特別会計設置条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 平成18年3月31日限りで長野県ガス事業清算特別会計の清算事務が終了することに伴い、同会計を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に合わせ、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮

して定める地域に在勤する職員に対し、地域手当を支給することとしました。

- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 阿南警察署が管轄している飯田市の区域を飯田警察署に移管することとしました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 警察法施行令の一部改正により基準となる定員が変更されることに伴い、警察官の定数を3,349人（改正前：3,299人）に改正しました。
- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 人事委員会勧告に基づき、給料表及び昇給制度について、次のとおり改正したほか、所要の改正を行いました。

(1) 紙料表

給料表の級構成及び号俸構成を改めるとともに、給料月額を改定（平均5%引下げ）しました。

(2) 昇給制度

警察職員の昇給は、人事委員会が定める日に、同日前1年間の勤務成績に応じて行うものとし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（警察職給料表8級以上である警察職員等は、3号俸）とすることとしました。

- 2 この条例は、平成18年4月1日から施行します。

◇ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例等の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり改正しました。
 - (1) 無店舗型性風俗特殊営業に係る営業禁止区域及び営業禁止地域並びに営業時間の制限を定めました。
 - (2) 性風俗関連特殊営業に係る事務の手数料を定めました。
- 2 この条例は、平成18年5月1日から施行します。